

西播磨なぎさ回廊づくり連絡会 規約

設立趣旨

西播磨なぎさ回廊づくり連絡会は、西播磨のなぎさが有する魅力、機能を最大限に活用し、地域住民、団体、行政が連携し、自主的・主体的な活動の展開、地域内外の人々の交流を進めるため設立する。

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、西播磨なぎさ回廊づくり連絡会と称する。

第2条（目的）

本会は、西播磨地域のなぎさの魅力向上と地域内外の交流による地域の活性化を目的とする。

第3条（活動）

本会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- （1）西播磨臨海部のなぎさを守る活動
- （2）西播磨臨海部の魅力あるなぎさを創るための活動
- （3）西播磨臨海部でより多くの人々が魅力あるなぎさを楽しむための活動
- （4）多くの人々が交流する舞台としてのなぎさづくりを進めるための活動
- （5）なぎさに関する情報発信活動
- （6）その他、本会の目的達成に必要な活動

第2章 会員

第4条（会員の範囲）

- （1）本会は、原則として、本会の目的に賛同し加入する人々を、個人会員（家族を含む）とする。
- （2）地域活動をおこなう組織のうち、本会の目的に賛同し加入する団体の代表をもって団体会員とする。

第5条（会員の権利と義務）

会員は、第2条の目的を達成するため、次の権利と義務を負う。

- （1）本会の各種活動に参加する。
- （2）自由に発言し、決議に参加する。
- （3）規約を守り、会議の決定に従う。
- （4）役員に就任し、任務を果たす。
- （5）政治的・宗教的活動を本会には持ち込まないこと。
- （6）その他、本会の運営に協力する。

第3章 役員等

第6条（役員等の構成と任務）

（1）本会には次の役員を置く。

代表	1名	本会を代表し、会務を統括する。
副代表	2名	代表を補佐し、代表不在の時は職務を代行する。
会計	1名	会計事務を処理する。
幹事		グループ会の地域代表を務める。
顧問（代表経験者）		本会の適正で円滑な運営のための助言を行う。

（2）本会には会計監査を置く。

会計監査 2名 会計事務の監査を行う。

第7条（役員等の選出）

役員及び会計監査は、総会において会員中より選出する。

第8条（任期）

- （1）役員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、役員の同一役職への再選は、1回とする。
- （2）補充で選出された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条（アドバイザー）

本会には、適宜、アドバイザーを置く。

- （1）アドバイザー 若干名 本会の適正で円滑な運営のための助言を行う。

第4章 グループ会活動

第10条（グループ会の設置）

- （1）西播磨臨海部での連携を図り、第3条の活動を活発に行うため、IT等による情報発信、環境学習・清掃活動、海の茶舎のグループ会を設置する。
- （2）これら以外のグループ会は、必要に応じて増設し、採決は本会出席者の過半数をもって行う。

第11条（グループ会員およびグループ会長）

- （1）会員は、任意のグループ会に参加することができる。
- （2）グループ会長は、グループ会の活動運営に携わるとともに、この西播磨なぎさ回廊づくり連絡会の役員として、この会の運営にあたる。
- （3）グループ会長は、連絡会の代表、副代表を兼務することができる。

第5章 総会

第12条 総会は、会員で構成する。

- （1）本会は、少なくとも年1回総会を開催し、予算、決算、規約、役員等の選出、その他必要事項を議決する。ただし、やむを得ない場合は、文書をもってこれに代えることができる。
- （2）総会は、総会出席者及び総会決議委任状提出者の合計が、全会員数の過半数に達した場合に成立する。
- （3）総会の決議は、出席者の過半数で決する。賛否同数の場合は代表が決する。

第13条（役員会）

役員で構成する役員会をおき、会の円滑な運営について、企画・発案する。

- （1）役員会は、事業計画、広報計画等について決定する。
- （2）役員会は、グループ会の活動に合わせ、随時開催する。
- （3）役員会は、必要に応じてアドバイザーの出席を要請し、その意見を求めることができる。

第6章 会計

第14条（会費等）

- （1）本会の会費は、個人会員、団体会員別に徴収する。
但し、児童、生徒、学生は、会費を免除する。
金額は、会費徴収細目による。
- （2）その他の活動費は、寄付金、助成金等による。

第15条（会計年度）

会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条（決算）

会計は、年次決算を行い会計監査の監査を受けた後、総会に報告し、その承認を得なければならない。

第17条（会計の公開）

代表は、会員が目的、事由を示して会計帳簿の閲覧を求めた時は、業務に支障がない限りこれに応じなければならない。

第7章 海の茶舎

西播磨地域内でのなぎさを舞台とした交流の拠点として、また地域外への西播磨のなぎさのアピール

として、地域内外のネットワーク形成の核となる施設を、海の茶舎として認定する。

第18条（認定方法）

認定は、「海の茶舎」登録申請書を西播磨なぎさ回廊づくり連絡会（以下、「なぎさ連絡会」という）に提出していただいた施設で、次の認定基準を満足する施設のうち、なぎさ連絡会から選出された委員（但し海の茶舎の会員は除く）で構成する海の茶舎認定委員会において賛同が得られた施設に対し行う。

第19条（認定基準）

認定基準は、以下のとおりとする。

- （1）地域の食材を提供する飲食店及び物販店等とする。
- （2）西播磨なぎさ回廊づくり連絡会の設立趣旨に賛同し、なぎさ連絡会の会員資格を有するものとする。
- （3）西播磨なぎさ回廊づくり連絡会のイベントの実施等、にぎわいづくりに直接的・間接的に参加・協賛が可能な施設とする。
- （4）海（なぎさ）に関する情報収集・発信を積極的に実施（ネットワークを形成）し、西播磨なぎさ回廊づくり連絡会の会合等に参加できる施設とする。

第8章 付 則

第20条（書類）

本会は次の書類を作成し、保管する。

- （1）会員名簿、役員等名簿、西播磨なぎさ回廊づくり連絡会議事録、グループ会議事録、その他必要書類は、書記が作成し代表が保管する。
- （2）会計帳簿、その他会計事務に必要な書類は、会計が作成し、保管する。

第21条（規約の改廃）

規約を改正、または、廃止する時は、本会役員会で検討し、この西播磨なぎさ回廊づくり連絡会において過半数の承認を得なければならない。

第22条（効力の発生）

本規約は、平成19年5月14日より実施する。

第23条（補足）

この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

< 会費徴収細目 >

- | | |
|---------|----------|
| （1）個人会員 | 1000円/年 |
| （2）団体会員 | 3000円/年 |
| （3）特別会員 | 12000円/年 |

< 規約の改正 >

- ・平成19年5月14日発効
- ・平成20年1月10日改正
- ・平成21年4月24日改正